

大分大学医学部附属病院外国医師等臨床修練規程

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における外国医師等の臨床修練については、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国医師等 法第2条第1号から第3号に規定する外国医師、外国歯科医師、外国看護師等をいう。
- (2) 臨床修練指導医等 法第8条に規定する臨床修練指導医及び臨床修練指導歯科医並びに臨床修練指導者をいう。
- (3) 臨床修練外国医師等 法第3条第1項の許可を受けた外国医師等をいう。
- (4) 法施行規則 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則（昭和62年厚生省令第47号）をいう。

(資格)

第3条 本院において臨床修練を行うことができる外国医師等は、大分大学医学部（以下「本学部」という。）において次の各号の一に該当する身分を有する者とする。

- (1) 大学院学生、外国からの大学院特別研究学生又は研究生
- (2) 外国人受託研修員、中国政府派遣研究員又は中国医学研修生
- (3) 外国人客員研究員
- (4) その他本学部が受け入れた外国人研究者

(受入許可)

第4条 本院で臨床修練を行うことを希望する外国医師等は、臨床修練許可申請書を提出し、大分大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の許可を得なければならない。

- 2 前項の申請に当たっては、あらかじめ臨床修練を希望する診療科等の長の同意を得ておかなければならないものとする。
- 3 病院長は、前項の申請があったときは、希望する臨床修練の内容が適当であり、本院の教育、研究及び診療に支障のない場合に限り、病院運営委員会の議を経て、その受入れを許可するものとする。

(臨床修練指導医等)

第5条 病院長は、前条第3項の規定に基づき外国医師等の受入れを許可したときは、当該外国医師等ごとに臨床修練指導医等を定めるものとする。

- 2 臨床修練指導医等は、前項の外国医師等の受入れに関し、臨床修練計画を作成し、指揮監督に当たるものとする。

(臨床修練計画書及び承諾書の交付)

第6条 病院長は、受入れを許可した外国医師等に対し、法施行規則第4条第2項第6号及び第7号に規定する臨床修練計画書及び承諾書を交付するものとする。

(臨床修練期間)

第7条 臨床修練外国医師等の臨床修練期間は、法第3条第5項に規定する許可期間とする。

(給与等)

第8条 臨床修練外国医師等には、渡航費、滞在費及び給与その他の報酬は支給しない。

(報告)

第9条 臨床修練外国医師等は、臨床修練を開始し、又は終了したときは、外国医師等臨床修練(開始・終了)報告書により、臨床修練指導医等を経て、病院長に報告するものとする。

(証明)

第10条 病院長は、臨床修練外国医師等が臨床修練を終了した場合において、当該臨床修練外国医師等が、臨床修練について証明を願い出たときは、法施行規則第11条の規定により証明するものとする。

(規程の遵守)

第11条 臨床修練外国医師等は、本院の諸規程を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第12条 病院長は、臨床修練外国医師等が次の各号の一に該当するときは、第4条第3項の許可を取り消すことができる。

- (1) 法第6条に規定する許可の取消し要件に該当することが判明したとき。
- (2) 第7条の臨床修練期間中に第3条各号の身分を失ったとき。
- (3) 医療事故を発生させたとき。
- (4) 臨床修練指導医等の指導に従わないとき。
- (5) 前条の規定に違反したとき。

(損害賠償等)

第13条 臨床修練外国医師等は、本人の故意又は過失により、施設、設備等を損傷させた場合は、法令等の定めるところにより損害賠償等の責任を負うものとする。

(事務)

第14条 外国医師等の臨床修練の取扱いに関する事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、外国医師等の臨床修練の取扱いに関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則 (平成16年医学部規程第1－8号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年医学部附属病院規程第1－3号)

この規程は、平成21年3月25日から施行する。

附 則 (平成23年医学部附属病院規程第1－2号)

この規程は、平成23年4月28日から施行する。

附 則 (平成28年医学部附属病院規程第1－2号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。